

食堂等運営業者選定に係る募集要項

日本大学生産工学部

1 業務名

日本大学生産工学部実習キャンパス食堂等業務委託

2 趣旨・目的

安全かつ衛生的な食事等のサービスを安定的に提供する食堂を設置し、食事内容・価格面においても利用者の満足が得られる食事を提供することにより、学生及び教職員の福利厚生を充実させる。

3 施設・利用対象

① 施設 日本大学生産工学部実習キャンパス

住所：千葉県習志野市新栄2丁目11番1号

詳細は、別紙「生産工学部実習キャンパス食堂等貸与場所」を参照のこと。

(1) 66号館(食堂棟Ⅰ) 2階 食堂, 厨房 席数453席

(2) 食堂棟(食堂棟Ⅱ) 1階 食堂, 厨房, 売店 席数588席

② 利用対象 (1) 学 生 1年生 約1,800名

(2) 教職員 約 50名

4 提出書類等

① 提出書類 (1) 参加表明書(本学所定の用紙)

(2) 会社案内(実績等を含む)

(3) 会社定款

(4) 履歴事項全部証明(写し)

(5) 提案書(様式任意)

② 提出方法 電子データによる提出(ワード, エクセル, PDF等)

③ 提出期限 (1) 参加表明書

令和7年12月22日(月) 13時必着

(2) 前項(2)から(5)

令和8年1月8日(木) 12時必着

④ 質問受付期間 令和7年11月28日(金)から12月11日(木) 13時(厳守)

質問がある場合は「10 担当部署」のメールアドレス宛てに題名『食堂運営業者選定に係る質問』と空メールを送信。返信される質問フォームのURLから質問項目を入力すること。

(1) 現場見学を希望する場合は、質問受付期間内に本学部へ申し出、許可を得た上で、見学を認める。ただし、見学の際は学生課員が立ち合う。

(2) 応募業者から受け付けた質問は、とりまとめた上で、全応募者に令和7年12月16日(火) 13時にメールで回答する。

⑤ 備考 提案書に記載する望ましい内容は、以下のとおりとする。

(1) コンセプト

- (2) メニュー例（主要なメニューについては、写真を掲載すること）
- (3) メニューごとの価格
- (4) 健康管理上の表記例（カロリー表示・栄養成分表示・産地表示等）
- (5) 各種キャッシュレス決済方法
- (6) ディスプレイ・店内装飾の工夫
- (7) 食堂事業の運営実績
- (8) 売店で取扱う商品例
- (9) 運営体制（安全管理及び危機管理を含む）
- (10) その他独自の提案

5 業務概要

① 業務内容

- (1) 学生食堂の運営
- (2) 50 円朝食の提供
380 円相当のメニューを 50 円で学生に提供する（食堂棟Ⅰ：1日 50 食限定）。差額については生産工学部が負担する。営業時間については、③営業時間を参照のこと。
- (3) 学生・教職員等が行う各種パーティーのケータリング
- (4) その他行事における弁当対応
- (5) 売店（ヤマザキYショップ）における弁当，軽食，文具，日用品等の販売
※ヤマザキYショップを継続する場合は，ヤマザキショップとの保証金による取引が生じる。ヤマザキYショップを継続しない場合は，新規業者が看板等装飾の撤去費用を負担する。
- (6) 災害時における支援対応（食事の提供等）

② 契約期間

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日（3年間）
- (2) 契約は，最大 2 回まで更新できる。なお，契約更新の可否は，本学部が毎年実施する利用者アンケートの結果に基づく業務改善状況等を勘案し，決定する。
- (3) 66 号館（食堂棟Ⅰ）は令和 9 年 3 月で廃止予定だが，状況により耐震補強工事の上で使用を継続する場合もある。なお，令和 9 年 4 月からの 50 円朝食は食堂棟（食堂棟Ⅱ）で提供する。

③ 営業時間

営業時間は，原則として次のとおりとする。

- (1) 月～金曜日
 - ① 8時00分から17時00分（朝食実施日）
 - ② 10時00分から19時00分（夕食実施日）
 - （15時00分から17時00分まで休憩）
- (2) 定休日は，土日祝祭日，年末年始，夏季休暇期間及び入学選抜試験実施日等とする。ただし，祝休日授業開講日（年 3 日程度）は原則営業するものとする。また，臨

時休講や補講等が生じた際の営業については、別途連絡する。

- ④ 経費負担 別紙「経費負担について」を参照のこと。

※閑散期及びその他の理由による営業補償は一切行わない

6 参加資格

公募に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 破産，民事再生，会社更生，特別清算等の手続申立を受けていないこと。又は，自らこれらを申し立てていないこと。
- ② 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税等の滞納をしている者でないこと。
- ③ 反社会勢力・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人でないこと。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業，接待飲食等営業及びこれらに類する業務を営む者でないこと。

7 審査方法

- ① 審査基準 (1) プレゼンテーション審査
(2) 試食審査
別紙「食堂等運営業者選定に係る審査基準表」（プレゼンテーション審査及び試食審査）を参照のこと。
- ② 審査員 (1) プレゼンテーション審査（6名）
(2) 試食審査（12名）
- ③ 評価・選定方法 (1) プレゼンテーション審査及び試食審査の評価点の合計が最も高いものを候補業者とする。同点の場合は，審査員で協議を行い投票により決定する。
審査期日 令和8年1月16日（金）時間未定
(2) プレゼンテーション審査は，「食堂等運営業者選定に係る審査基準表」（プレゼンテーション審査）に従い点数化し，審査員6名の評価点の合計を算出する。なお，プレゼンテーションは，一社30分以内とし，その後，質疑応答を15分設ける。
(3) 試食審査は，各社が事前に調理した料理（丼もの1種類及び定食主菜・副菜）をケータリング方式で持参し，小盛提供する。
ホワイトボードに以下ア～カを提示したものを掲示する。
ア，コンセプト
イ，メニュー例
ウ，メニューごとの価格
エ，健康管理上の表記例（カロリー表示・栄養成分表示・産地表示等）
オ，通常盛りの写真
カ，ディスプレイ・店内装飾案

- ④ 結果通知 候補業者選定後，参加業者全員に結果を通知する。
- ⑤ 失格事項 次のいずれかに該当した場合は失格とする。
 - (1) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合。
 - (2) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合。
 - (3) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

8 契約

候補業者と詳細を協議の上，契約を締結する。候補業者が辞退した場合，または協議において契約に至らなかった場合は，次点のものを候補業者とする。

9 備考

- ① 参加表明書提出後に応募を辞退する場合は，辞退の理由を明記した辞退届（書式任意）を本学部まで文書で提出する。
- ② 候補業者として選定された企業は，業務遂行にあたり発生し得る事故等に備え，施設賠償責任保険及び生産物賠償責任保険に必ず加入しなければならない。保険金額は1事故あたり2億円以上とし，契約締結時に加入証明書（写し）を本学部へ提出する。

10 担当部署

日本大学生産工学部学生課

電話：047-474-2243

Mail：cit.student_affairs@nihon-u.ac.jp

郵送又は持参先：〒275-8575

千葉県習志野市泉町1丁目2番1号

（担当：佐藤 耕一郎，小野塚 悦子）

以 上

食堂等運營業者選定に係るスケジュール

①	募集要項の公表期間	令和 7 年 11 月 28 日(金)～12 月 11 日(木)
②	質問受付期間	令和 7 年 11 月 28 日(金)～12 月 11 日(木)13 時(厳守)
③	質問回答日時	令和 7 年 12 月 16 日(火) 13 時 メールによる
④	参加表明書等提出期間	令和 7 年 11 月 28 日(金)～12 月 22 日(月)13 時(厳守)
⑤	応募書類提出期間	令和 7 年 12 月 17 日(水)～令和 8 年 1 月 8 日(木) 12 時(厳守)
⑥	審査 (1)プレゼンテーション審査 (2)試食審査	令和 8 年 1 月 16 日(金)時間未定
⑦	選定結果通知	令和 8 年 2 月中旬

以 上

別 紙

食堂等運営業者選定に係る審査基準表 (プレゼンテーション審査)

日本大学生産工学部

■ 審査項目と評価点

評価項目		評価基準	評価点				
1	業務の運営実績	食堂等の運営実績を有しているか	5	4	3	2	1
2	安全・衛生管理体制	平時の衛生管理体制が整っているか	5	4	3	2	1
3	危機管理体制	食中毒や災害時の危機管理体制が整っているか	5	4	3	2	1
4	会社の健全性	経営が安定しており継続的な運営能力が確保されているか。また法令順守が徹底されているか。	5	4	3	2	1
5	健康面への配慮	カロリーの表示	5	4	3	2	1
		栄養成分表示	5	4	3	2	1
		産地表示	5	4	3	2	1
6	価格	利用しやすい価格帯か	5	4	3	2	1
7	各種キャッシュレス決済方法	利用しやすいキャッシュレス決済等に対応しているか	5	4	3	2	1
8	コンセプトや独自提案	魅力的な提案であるか	5	4	3	2	1

評価点合計 50点

【評価点】 5点：大変優れている 4点：優れている 3点：普通
2点：やや劣る 1点：劣る

■ 評価方法

審査基準表に従い点数化し、審査員の評価点の合計を算出する。

別 紙

食堂等運営委託選定に係る審査基準表 (試食審査)

日本大学生産工学部

■ 審査項目と評価点

	評価項目	評価基準	評価点				
1	味	美味しいか	10	7	5	3	1
2	見た目・盛り付け	清潔感があり，丁寧に食欲をそそる盛り付けか	10	7	5	3	1
3	価格	学生が利用しやすい価格帯か	10	7	5	3	1
4	ボリューム	学生に適した量か	5	4	3	2	1
5	メニューの内容	メニューが豊富で利用したくなる内容か	5	4	3	2	1
6	ディスプレイ・店内装飾	利用したくなる雰囲気があるか	5	4	3	2	1
7	コンセプトや独自提案	魅力的な提案であるか	5	4	3	2	1

評価点合計 50点

【評価点】

① 評価項目 1～3

10点：大変優れている 7点：優れている 5点：普通
3点：やや劣る 1点：劣る

② 評価項目 4～7

5点：大変優れている 4点：優れている 3点：普通
2点：やや劣る 1点：劣る

■ 評価方法

試食及び掲示資料の結果を審査基準表に従い点数化し，審査員の評価点の合計を算出する。

なお，評価項目 3～7 は，掲示資料に基づいて評価する。

別 紙

経費負担について

1 大学負担分

- ① 貸与施設の設備費及び施設維持費
- ② 食器代
- ③ 調理備品代
- ④ 光熱水費（電気料金・ガス料金・水道料金）
- ⑤ 食堂客席部分における床清清掃等の日常清掃及びワックスがけ等の定期清掃
- ⑥ 害虫駆除
- ⑦ グリストラップ廃棄処理費
- ⑧ 残菜・廃油回収費
- ⑨ その他本学部が認めたもの
- ⑩ 閑散期及びその他の理由による営業補償は一切行わない

2 業者負担分

- ① 精算機器保守料金及び各種キャッシュレス決済手数料等（各種契約含む）
- ② 給水機，給茶機等日常清掃
- ③ 食堂消耗品（給茶機用粉末茶，ダスター等）
- ④ 水質汚濁防止法に基づくグリストラップの清掃及び食品衛生法で義務付けられた清掃
- ⑤ 営業終了後の厨房内水まき清掃，調理機器等の日常清掃
- ⑥ 人件費
- ⑦ 食材費
- ⑧ 販売促進費
- ⑨ 保険料（賠償責任保険）
- ⑩ 制服購入費
- ⑪ クリーニング
- ⑫ その他食堂，売店の運営及び管理に伴い発生する諸経費
- ⑬ 業者の故意又は過失等による建物施設の破損等に係る修繕費等

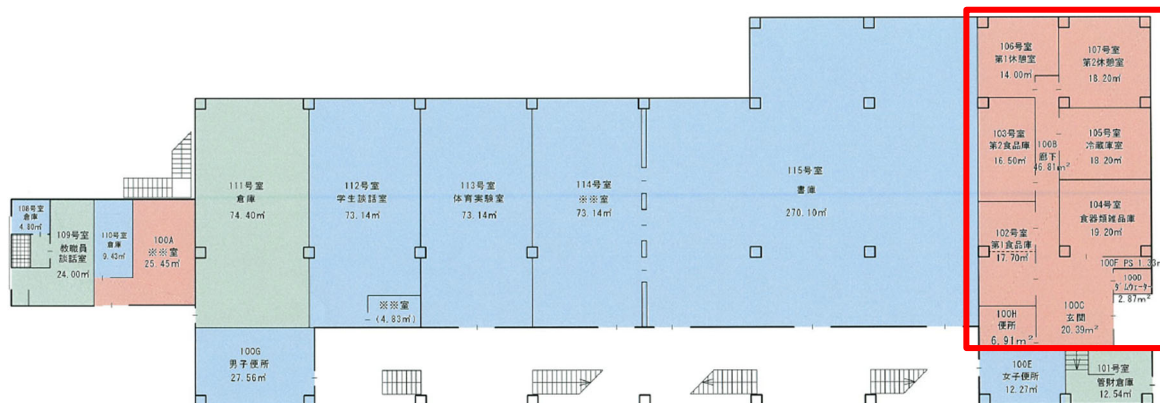
以 上

別紙

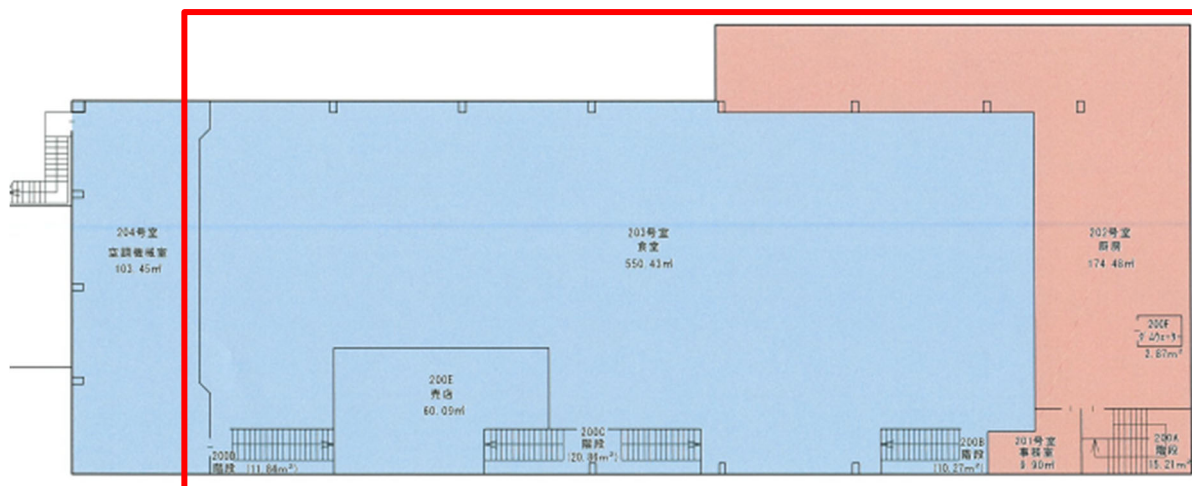
生産工学部食堂等貸与場所（赤枠内）

※建設当初の図面のため、実際と異なることがあります。

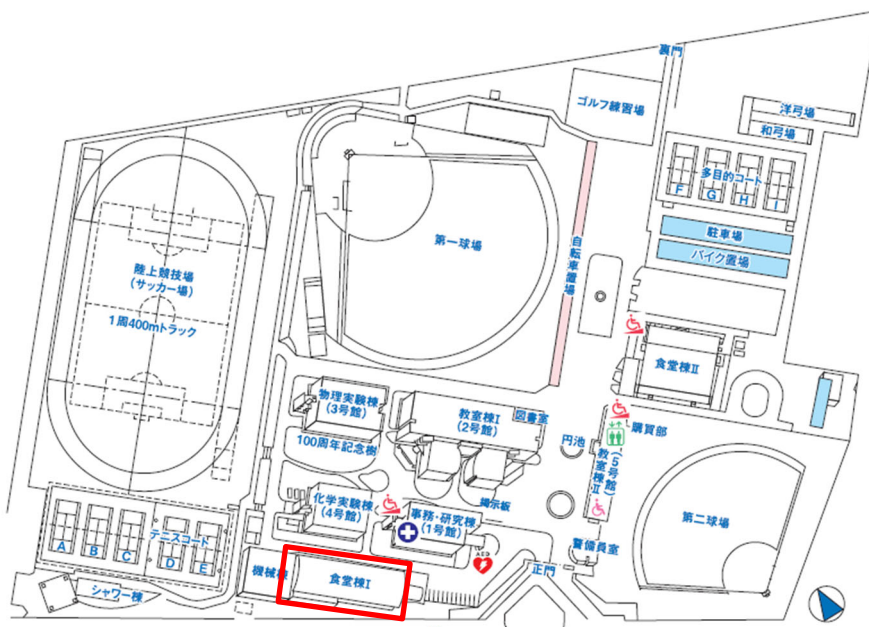
食堂棟 I 1階



食堂棟 I 2階



実習キャンパス

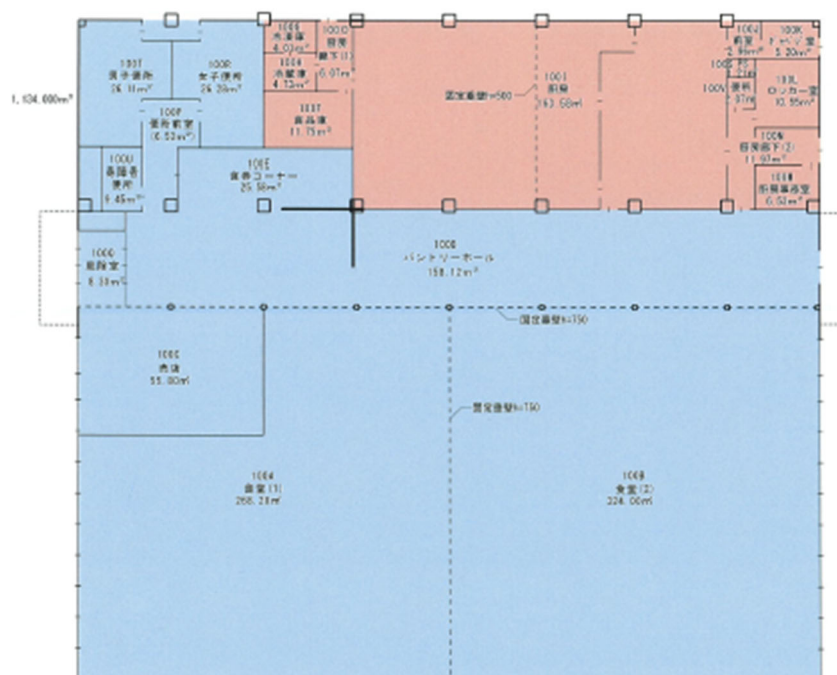


別 紙

生産工学部食堂等貸与場所（赤枠内）

※建設当初の図面のため、現状と異なることがあります。

食堂棟Ⅱ



実習キャンパス

